



丹波市 乳児等のための支援給付 (こども誰でも通園制度) について

- こどもにいつもと違う経験や家族以外と関わる経験をさせたい！
- 子育ての不安や悩みを相談したい！

こども誰でも通園制度とは

普段、認定こども園などに通っていないお子さんが**月10時間**を上限に、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

- ・定期的に利用することで年齢の近いお子さんとの関わりを通じて成長を促すことができます。
- ・子育てに関する悩みを保育士・幼稚園教諭などに相談することができます。

対象となるこども

- ①～③のすべてに該当するこども
 - ①丹波市在住の方
 - ②0歳6か月から満3歳未満までの方
 - ③認定こども園・小規模保育施設・企業主導型保育施設に在籍していない方
(認可外保育施設は可)
- ※満3歳になると利用できなくなります。

利用料金

こども1人当たり1時間 300円程度

- ※おやつなどがある場合は実費負担が必要です。
- ※一定の要件による減免制度があります。

認定申込期限

利用を開始する月の**前月10日**
※丹波市こども育成課へ提出

利用可能時間

こども1人につき
上限**月10時間**まで

実施施設など詳しくは
丹波市ホームページを
ご確認ください。

利用の流れは裏面をご覧ください。



利用の流れ

ステップ1 認定申請

- ① 「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書」を利用
希望月の前月10日までにこども育成課へ提出
※利用料の減免を希望される場合は、上記の認定申請書に必要書類を添えてご提出ください。
- ② 丹波市で認定の可否を審査
- ③ 丹波市から認定証等を交付・発送
- ④ 丹波市からの認定証等を受領
※申請の受付から認定証等の発送まで1週間から2週間ほど日数を要します。

ステップ2 利用予約

- ① 保護者からこども育成課に電話連絡
※利用されたい日の2週間前までに電話連絡してください。
(利用希望日や面談希望日を聞き取りさせていただきます。その後、こども育成課と施設で調整します。)
- ② 面談日の決定（こども育成課から電話連絡させていただきます。)
- ③ 施設と面談の実施

ステップ3 利用開始

- ① 予約した日時に施設へ登園し、制度を利用
- ② 利用後、実際に利用した時間分の利用券を施設に渡す
- ③ 利用料金を支払う
※利用日時点において、利用の条件を満たしていない場合は、施設の利用はできません。

ご利用にあたっての注意事項

- ・申込内容から変更がある場合や丹波市から転出する場合、企業主導型保育施設を利用する場合はこども育成課までお申し出ください。
- ・利用料は施設の指定する方法でお支払ください。
- ・キャンセルする場合は、事前にこども育成課に連絡してください。
- ・施設における面談において、集団保育が著しく困難であると判断された場合、利用できない場合があります。

問合わせ先

丹波市教育委員会事務局 教育部 こども育成課 認定こども園係
電話番号：0795-88-5083